3．貸倒引当金の計上基準
　貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、原則として次のように計上しております。
　貸付先を、正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分し、破綻先・実質破綻先については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額を引き当てております。
　破綻懸念先（要注意先の一部を含む）については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した貸倒れ見積高を引き当てております。
　要注意先・正常先については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づいて引き当てております。
4．賞与引当金の計上基準
　役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。
5．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　出版物　先入先出法による原価法
7．債券発行差額の償却方法
　債券の償還期間にわたって均等償却しております。
8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資の機会費用は、10年利付国債の平成28年３月末利回りがマイナスとなっていることから、０を利率として計算しております。
9．寄付金の運用利益金の計上基準
　寄付金の運用利益金は、発生した時点においては負債に計上し、当該運用利益金の使途に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額を収益に振り替えております。
10．消費税等の会計処理
　税込方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表に関する事項

1．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針
　当法人は、貸付事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク
　当法人が保有する金融資産は、主として国内の法人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。また、投資有価証券は、債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。
　借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
　当法人は、当法人の融資規程及び貸付債権の自己査定基準に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。
②　市場リスクの管理
ⅰ　金利リスクの管理
　あらかじめ業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。
ⅱ　価格変動リスクの管理
　当法人が保有している債券は、満期保有目的で保有しているものであります。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
　当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

イ．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	27,614,962,487	27,614,962,487	0
⑵貸付金	619,285,462,370		
貸倒引当金	△ 3,661,712,297		
	615,623,750,073	638,211,344,554	22,587,594,481
⑶投資有価証券			
満期保有目的債券	4,168,090,759	5,003,532,000	835,441,241
⑷破産更生債権等	326,269,080	326,269,080	0
⑸私学振興債券			
①１年以内償還私学振興債券	(8,000,000,000)	(8,073,600,000)	(73,600,000)
②私学振興債券	(38,000,000,000)	(39,614,300,000)	(1,614,300,000)
⑹長期借入金			
①１年以内返済長期借入金	(46,445,106,000)	(51,225,463,753)	(4,780,357,753)
②長期借入金	(415,746,428,000)	(437,484,208,765)	(21,737,780,765)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　貸付金
　貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
　破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑶　投資有価証券
　これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
①　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,968,090,759	4,769,432,000	801,341,241
	地方債	200,000,000	234,100,000	34,100,000
合　計		4,168,090,759	5,003,532,000	835,441,241